

令和4年足寄町予算審査特別委員会議事録（第3号）

令和4年3月18日（金曜日）

◎出席委員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君

◎欠席委員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

日程第 1	議案第 4 1 号	令和 4 年度足寄町一般会計予算
日程第 2	議案第 4 2 号	令和 4 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3	議案第 4 3 号	令和 4 年度足寄町簡易水道特別会計予算
日程第 4	議案第 4 4 号	令和 4 年度足寄町公共下水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 4 5 号	令和 4 年度足寄町介護保険特別会計予算
日程第 6	議案第 4 6 号	令和 4 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算
日程第 7	議案第 4 7 号	令和 4 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 4 8 号	令和 4 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算
日程第 9	議案第 4 9 号	令和 4 年度足寄町上水道事業会計予算
日程第 1 0	議案第 5 0 号	令和 4 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算

午前10時05分 開議

◎ 開議宣告

○委員長（高橋秀樹君） 昨日に引き続き、予算審査特別委員会を再開いたします。

◎ 議案第41号

○委員長（高橋秀樹君） 議案第41号令和4年度足寄町一般会計の質疑を続けます。

令和4年度一般会計予算書の10ページ、歳入に入ります。

項で進めます。

第1款町税の第1項町民税、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項固定資産税。

8番川上委員。

○8番（川上修一君） 固定資産税の関係なのですけれども、太陽光パネルの設置が最近よく見受けられるのですけれども、これは固定資産税に該当するのだと思うのですけれども、自分が想像する分には、何とかな、結構いい値段するのかなと、太陽光パネルというのは。ということは、固定資産税にも結構かかっているのかなと想像するのですけれども、その関係、トータルでは分からないだろうし、金額的にどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 佐々木住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 償却資産の申告をさせるに当たって、うちのほうから償却資産申告のしおりというのを農業者ですとか事業者にお送りしているのですけれども、その中で太陽光発電設備について説明されております。事業の用に寄与している太陽光発電設備は設置者、設置方法により償却資産の申告の対象になります。土

地・建物とはまた異なって、償却資産ということで課税の対象になっているようでございます。

そこでまたさらに区分がございまして、余剰電力を売っているのか、あるいは全量事業用として売電しているのかによって、さらに課税されるされないというのが分かってきます。個人については、余剰売電、余剰電力を売ったものに関しては課税対象外ですので、自家用に幾らかでも電力を、太陽光パネルの電力を使っていれば基本的には課税はされないと。ただ法人に関しては、余剰電力を自家用に使って残りを事業用に使っていたとしても事業用の資産とみなされて、法人の場合は余剰売電をしていたとしても課税の対象になってしまいます。また、全量売ったという場合は、個人であろうと法人であろうと、事業用の資産として課税の対象になるということでございます。

うちのほうは、経済産業省の資源エネルギー庁のホームページに認定事業者の公表用のホームページがございまして、そこからいろいろと太陽光パネルの設置に関して調べているところでございます。町内には、78か所あるようでして、そのうち1か所は教育委員会が設置したものですので、課税の対象になっているものとしては77か所というふうに数えられます。

ただ、大変申し訳ないのですけれども、その評価額がどれぐらいかということのちょっと押さえきれなかったということで、御容赦願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 8番川上委員。

○8番（川上修一君） この太陽光パネルに関しましては、昨日地球温暖化の再生エネルギーの関係でも質問させてもらったのですけれども、今後もそんな関係で太陽光パネルの設置されていくのかなと、ちょっと想像しております。

ということは、少しでも町にとっては固

定資産税入っていいという解釈でよろしいのでしょうかね。その辺お聞きします。

○委員長（高橋秀樹君） 答弁、佐々木住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 太陽光パネルの関係ですけれども、資源エネルギー庁のホームページに掲載されているのは、計画段階のものも含めて申請が出たよというものと思われまして、ただ実際にそれが供用されているかされていないかというのは、やっぱり聞き取りで調べてみないと分からないというところがございます。ですので、うちのほうは実際にもう通電をされていて供用されているものに関しては課税するということになります。

今後、町内ぐるぐる回ってますと、例えば大菅地のほうですとか、国道沿いでも愛冠の市街ですとか、芽登の市街にも一部あったような記憶もございますし、あるいは農家のほう見ますと、多分自家用か事業用か判別はつきませんが、農家さんもかなりどんどんと太陽光パネル設置しているというところは増えてきているようでございます。それはうちのほうはそれを事業用として使っているのか自家用として使っているのか、それをきちんと確認した上で課税していくということになりますので、増えることに関してはやはり固定資産税増えると、償却資産としての固定資産税増えるという部分で町にとっては収入としては助かるものなのかなというふうには考えます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3項軽自動車税、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第4項たばこ税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第5項入湯税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2款地方譲与税の第1項自動車重量譲与税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項地方揮発油譲与税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3項森林環境譲与税、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3款、第1項利子割交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第4款、第1項配当割交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 14ページ、第5款、第1項株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第6款、第1項法人事業税交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第7款、第1項地方消費税交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第8款、第1項環境性能割交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第9款、第1項国有提供施設等所在市町村助成交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第10款、第1項地方特例交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第11款、第1項地方交付税、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第12款、第1項交通安全対策特別交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第13款分担金及び負担金の第1項分担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 18ページに入ります。

第14款使用料及び手数料の第1項使用料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 22ページに入ります。

第15款国庫支出金の第1項国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項国庫補助金、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3項国庫委託金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 26ページに入ります。

第16款道支出金の第1項道負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3項道委託金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 32ページ、第17款財産収入の第1項財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項財産売払収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第18款、第1項寄附金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第19款繰入金の第1項基金繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項特別会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第20款、第1項繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第21款諸収入の第1項延滞金、加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項預金利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3項貸付金元利収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第4項受託事業収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第5項雑入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 44ページ、第22款、第1項町債、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 歳入総括ありませんか。

12番井脇委員。

○12番（井脇昌美君） ここで、歳入歳出の関連があるものですから、総括でさせていただいているのですけれども。

生産物の売払収入で所管でちょっと質疑もさせていただいた経過があるのですけれども、先般の一昨日、31号の議案で補正予算で審議されまして可決されているのですけれども、それと関連した中で、歳出のほうで補正予算で処理されております。可決された中で、この生産物売払収入、ページ数からいうと33ページから35ページにしているのですけれども、生産物売

払収入というところですね。

それで、これ1年という単位、意味は分かるのです、1年ということは。ですけれども、これは昨年度31号でも歳出で話されているように、また売払収入として昨年は1億1,200万円収入があるわけですよ。1億1,200万円、31号に載っていますけれども。それで、あまりにも雑駁過ぎるのではないかと、1円ということは。それで、当町の町有林、収穫調査の予定はないのですか。本年度の予算ですから。計画がないのかあるのかということです、まず。

○委員長（高橋秀樹君） 答弁、加藤経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 計画としてはありませんけれども、予定する売払いの数はございます。

○委員長（高橋秀樹君） 12番井脇委員。

○12番（井脇昌美君） 計画としてはないけれども予定はあるという解釈はどのような解釈をすればいいですかね。

○委員長（高橋秀樹君） 答弁、丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

今回、査定の中でも実績、平年ベースで経常すべきではないかという論議もありました。これまでほとんど副議長言われるように、当初予算では乗せないで見込みができて、本当に予定価格と売払価格の差が非常に大きくて、また売払いの山を確定してこれだけ売るとかというのも当初の予算を出す段階ではきっちり決められない。これが計画が固まっていないというところで、なかなか予算計上額としてある程度出したらいいのではないかという論議もあったのですけれども、不確かな歳入見込みもどうなのでしょうということで、例年どおり科目追加させて1,000円というふうに出させていただきます。

本当に例年ベースでいったら、この木材市況でいったら、令和3年度以上も見込めるのかなというところは正直なところございますが、今回計上しなかったのは例年ベースできちんとした、この山でこの材積でこの単価というような数値が予算要求段階でできなかったもので、例年どおりの、売るとは売る予定はしているのだけれども、計画値としてきちんと予算計上できるような段階でないというようなことで、査定の中でこのような数値で上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 12番井脇委員。

○12番（井脇昌美君） そうというような協議もなされたということで理解はしているところですが、例えばですよ、次になぜそのようなことを再度お話ししたかと、寄附金の中でふるさと納税、次の欄にありますよね。1億円と出てますよね。これだって1億円などここ3年間なっていないのですけれども、仮にやっぱりこういうような収入の予算を立てるわけですよ。そうして、年度締めには減額だとか、言わば逆に増額というのを正せばいいわけで、予定が全く、基幹産業でこれだけ大きなこの流域でも、この間も本別の人に出たのですけれども、足寄はいいよなど、すごいカラマツ、そうです、本別で去年で2,000万円売っていないのですから、売却してないのですから、本別町で。陸別はそれに満たないので。それが足寄は1億1,200万円という大きな、本当に先人が大事に大事に育ててきた、このようなことを夢見て、やっぱり今日実っているわけですよ。その所管が何か実感あるのかなのか、いやいや行き当たりばったりという、私当初にちょっと誤りあったのですけれども、1円と言ったのですけれども、1,000円という単位で出しているものですから、行き当たりばったりで常にそんな事業を

やっているのかなど。仮に、去年が1億1,200万円ですから、これは今年はずっとやっぱり1億2,000万円ぐらい、単価もいいようだから、それで僕はあってもいいと思うわけです。その財源もまたいろいろな中に、町としての流用ができるわけですから。それは減額になったからなぜあれした、例えば予定を組んでいたのだけれども、事業の言わば発信、入札行為がちょっとできなかったとか、いろいろなもろもろ、それはそれでいいわけですよ、減額すればいいわけですから。ただ、目標がこの1,000円というのはやっぱりちょっと考えるべきではないのかなど。だから町として事例でふるさと納税のことも言ったのですけれども、ここも5,000万円、7,000万円しかあれしない、1億円やっぱり見ているわけです。それだけやっぱり願っているのですよ。何とかやっぱり商品の開発も進めて、何とかその効果もあってこれぐらいお願いできないかなど。私はそれでいいと思うのです。また返礼品の予算も見ているわけですから。

だから、私はこのことに対してのやはり先の見通しというのを、計画をきっちり組んで、今年はこのだけの数量、私さっき言った収穫調査ですよ、予定したいのだと。この予定と結果は別ですから。予定してもできない場合もありますし、予定しても市場、市況が落下したときにはストップかけるときありますから、それほど生き物ですから、木材というものは。私はそうあるべきだと思うのですけれども。

もう1点、水源林造林というのは非常に、足寄町に対してはもう十勝の中でも足寄町しかない特権なのですけれども、水源林造林の立木は今年新年度令和4年度の報告どようになっていますかね。

○委員長（高橋秀樹君） 答弁、丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 水源林のほうの分収の収入につきましては、予算書40

ページの水源林造林事業収入で本年度につきましては、9,634万3,000円を計上しております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 12番井脇委員。

○12番（井脇昌美君） 大変失礼しました。その水源林のほうは、後のほうで予算化されているということなのですけれども、この水源林の売却の60%が当町の手数料として落下というか、頂けるということは課長もちろん御存じですものね。そういう中でやはり私は、林業の今の力というのは本当に大きく貢献しているわけですから、1,000円、1,000円、1,000円はあまりにも何か寂しいというかですね。私はその見方というのはしっかりした調査の、結果は別ですよ、結果は、予定ですから。さっきも言ったようにくどいようのですけれども、立木というのは生き物ですから。途中で酸欠起こして死ぬ場合あるわけですから。そういうものに、まして基幹産業の中で予定が立てれない、行き当たりばったりで相変わらずやっているのかなど。そのようなことの誤解がないような、今後協議してもらって、今回の場合はこれで説明していただきましたから理解はいたしましたけれども、明年度のまた予算の中で、令和5年なら5年度の予算の中でまた皆さんと協議してもらって、例えば森林総研の基となる、それから当町の町有林、民有林関係ないですからね、森林組合の管轄関係ないですからね。町有林だけですからね。その計画だけ出せばいいわけです。そんな難しいことではないはずですよ。そんなに、これぐらいの大体今年8,000万円ぐらい予定するかと、内部で協議してこれぐらいの数量だなど。対象とする場所、林道がここだなど、奥斗状だなど、大嘗地だなど、それでいいわけですから。林道が全部載ってますから。そういうようなことを表していただくと、各議員さんも、今年こん

なにやっぱり伐採して、また切って、足寄町の収入になってくれるのだなと実感で出るわけですよ。1,000円、1,000円、1,000円は何だろうなという、ちょっと誤解を生じることもあるものですから、これはあくまでも来年に対してのことを含めて協議していただきたいなと思います。どうですかね。

○委員長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 水源林造林につきましては、水源林造林に係る経費全ては国のほうから来るという形になっていまして、造林、新しく契約したところに造林をしたりだとか、それから造林をした後に下刈りやったりだとか、間伐やったりだとか、そういったときに国から係る経費が全額来るという形になっています。

今回も歳出のほうでは156ページのほうで水源林造林事業ということで9,600万円ぐらいの金額を見ておりまして、それで、先ほど言いました40ページのところで、水源林造林の事業収入というのをこれまた国から来るお金ということで9,600万円、同額で見ているところであります。

そういったことでやって、森林が伐期に来て、入札して木を売るということになったときに、その収入の6割が地元にといいか、足寄町に入ってくるという形になって、非常に足寄町にとっては非常にありがたい事業だなというように思っているところです。かかる経費については国で見ただいて、伐期に来たときに、その収入のうちの6割を土地代ということになるのかとかというようにも思いますけれども、そういう形に入ってくるということで、その自治体にとって非常に有利な事業であるというように思っております。

それから、町有林伐採、毎年毎年やはり伐採をしないと次に造林ができないだとかという、やはり町の林業、森林の体系を見てもやはり伐期が来たものについては切っ

て売って、その後にまた造林をするという形で、循環していかないとなりませんので、毎年毎年幾らかの木を切っていくという。それで、循環をさせていくという形で整備をしているところであります。井脇委員、副議長には全然僕が説明するようなことではないですけども、そういう形になっています。

それで、今回の事業収入で、そういうことですから、毎年毎年木を切って売るだとかという行為が必ず出てくる。そういったところで、必ず収入があるのではないかといいことでございますけれども、今までも多分この部分についてはどれぐらいの量をどれぐらい売るといえるのかというのは、年度当初、12月の予算つくる段階ではきちんとしていないという部分もあって、予算をきちんと立木の収入があるのですよというところで予算だけはきちんと科目を取っていきましょうということで、1,000円の予算を見ているところであります。実際に、町の予算は収入支出同額になります。収入と支出同額で見えますから、そのときに収入に合った支出をできればいいのですけれども、収入が例えば減ったときに支出のほうだけ多くなってしまうと、年間の収支のバランスが狂ってくるということになりますので、幾らで売れるか、幾ら分の木を売るといえるのかというのがはっきりしていない段階で、例えば今年は500万円だとか、来年1,000万円だとかというようなのはなかなか予算の組み方としては難しいということでもあります。

森林は生き物ですから、ということですから、やはりそのときそのときの相場というのかなり変わってくるというところで、予算の見方というのは非常に難しいものだというふうに思っています。そういった意味で、今までも毎年毎年予算の段階では1,000円ということで予算を、立木の収入がありますよと。これはあるのですよということで科目は取ってある。そし

て、実際に売れたとか、金額が確定をした段階で、補正予算の中で補正をしていくという形で今までやってきてますので、やっぱり当初予算で最初から幾らというのは見るのはなかなか難しいのかなというように思っています。

それから、先ほどふるさと納税だって1億円寄附を見ているけれども、実際に来るところは分からないではないかというところはあります。確かにあるのですけれども、この1億円の部分については、ふるさと納税の部分については、ふるさと納税1億円来たらこれに対する返礼品だとか、それからそれを基金に積み立てる基金積立金だとか、それからその中でかかる経費、これだけかかりますよというのをやっぱり1億円の予算の配分の中で見ていくというような形になっていて、一定程度予算をつくる段階での配分といいますか、バランスというのを見ながらつくるとい形になっていますので、なかなかふるさと納税とそれから立木の売払収入と、これはなかなか一緒になっていかないのかなというように思っているところでありますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 12番井脇委員。

○12番（井脇昌美君） 分かりました。

それで、町長の説明は十分分かります。そのほかの森林総研の在り方というのは、足寄、当町の場合は、計画はゼロですから、これはあり得ないですから、向こうからの、分かりやすいとあてがいぶちですから。これだけです、足寄さんこれだけですからと。こちらからこれだけの、言わば容量を計画組むということは、これはとんでもないあれですから。あつてはならないですよ。森林総研から札幌支店から、これだけ足寄さんの立木に対して今年は計画しましたからと、今年はやめますからとあるわけですから、その辺はちょっと、た

だ唯一自分の言わば財産売払いとして計画してるのは町有林ですから、町有林は町長がちょっと触れたように、循環性の中で植栽を含めた中で、植栽というのは必ず補助で当ててやっていますから、その範囲内でこれだけ切ったらこれだけしっかりとまた緑化できると、植栽できると、地ごしらえと併せて並行した事業が進んでいくと、これが正しいわけで、私はむしろそのことに対して、ちょっと乱暴かもしれませんが、先行して、それで僕はお話ししたことあると思うのですけれども、2年前くらい先行して、今のいいときに処分するというのもこれ一つの手なのですよ、町長。町有の大きな財産ですから、この財産には大きな町税がすごく課せられてきたわけですから、50数年間の間で。ですから、それが1年、2年仮に空白、空白あってもむしろ販売を強化して、それが財産の有効的な処分の仕方だとも思います。それは経済課、町のほうで考えることであつて、我々がとやかくあれではないのですけれども、その辺だけは森林総研だけは計画組めないということは存じてますし、ただ、僕も5年前ですかね。前首長にも、この議場でお話ししたことあるのですけれども、札幌支店のほうに今また林業会館の第一会館のタケダビルからまた、去年の11月、10月に移りましたから。顔出ししてますか。僕は言われたのですから、足寄さんは来てませんよと。それは5年前の話ですよ、私が言うのは。そうしたら、去年行ったか、おとし行ったか、ついででいいですから、よろしくお世話になってますと、足寄町ですと。それでいいと思うのですけれども、来てませんと言いましたから。僕は議場でたしか5年前、前首長のときにお話ししたことあるのですけれども、非常にありがたいですね。国の機関からこうして全て経費を100%国で見てくれて、それで管理から全部費用を出してくれて、販売してその6割は足寄町に頂けるよ

と、こんなありがたいことないわけですから、その辺も感謝しながら、何とか機会あったら森林総研にも、余分なことですけれども、顔出ししてあげていただければと思います。

委員長、いいですから、これで。よろしくお願いします。

○委員長（高橋秀樹君） 歳入総括、他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 6ページにお戻りください。

第2表地方債4件、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 1ページにお戻りください。

第3条一時借入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第4条歳出予算の流用、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号令和4年度足寄町一般会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第41号令和4年度足寄町一般会計予算の件は、原案のとおり可

決されました。

◎ 議案第42号から議案第50号まで

○委員長（高橋秀樹君） これから、議案第42号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

14ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 2目連合会負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項1目賦課徴収費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 2目納税奨励費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3項1目運営協議会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 18ページ、第2款保険給付費、第1項1目療養諸費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 2目高額療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 3目移送費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 4目出産育児諸費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 5目葬祭諸費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項1目傷病

手当金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款国民健康保険事業費納付金の第1項1目医療給付費分。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目後期高齢者支援金等分、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 3目介護納付金分。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款共同事業拠出金、第1項1目共同事業拠出金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第5款保健事業費、第1項1目保健衛生普及費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目国保ヘルスアップ事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項1目特定健康診査等事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第6款諸支出金の第1項1目一般被保険者保険税還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2目退職被保険者等保険税還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 3目一般被保険者保険税還付加算金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 4目退職被保険者等保険税還付加算金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 5目保険給付費等交付金償還金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 6目その他償還金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項1目直営診療施設勘定拠出金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第7款予備費、第1項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項国民健康保険税、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款、第1項道補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項基金繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第5款、第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項預金利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3項受託事業収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4項雑入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳入総括ありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第42号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

33ページをお開きください。

これから、議案第43号令和4年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

42ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款施設費、第1項1目営繕費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款水道工事費、第1項1目水道工事費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款公債費、第1項1目元金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第5款予備費、第1項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 40ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項事業収入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款、第1項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号令和4年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第43号令和4年度足寄町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

57ページをお開きください。

これから、議案第44号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

68ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

8番川上委員。

○8番(川上修一君) 69ページの中ほど、12節委託料、下水道事業公益企業法適用化支援業務873万4,000円の関係なのですけれども、どこに委託するのかというのが1点と、それから令和6年から企業会計になるわけなのですけれども、それに向けての支援業務を何か委託するということだと想像するのですけれども、企業会計になったら今と大まかにいってどういふふうになるのかなという2点、質問します。

○委員長(高橋秀樹君) 答弁、増田建設課長。

○建設課長(増田 徹君) 答弁をさせていただきます。

下水道事業公営企業法適用化支援業務なのですけれども、令和3年度につきましては、株式会社ドーコンに委託をして資料の

作成をしていただきました。令和4年度につきましてはこれからはこれからはになりますので、入札になるかと思えます。

どこが大きく変わったのかということになりますが、今までは単式簿記といいまして、通常の一般会計と同じような会計の帳簿の記入方式で行ってきたのですが、公営企業法の適用によって記録方法が複式簿記というような形に変わります。予算、決算額の方法が収益取引、資本取引に分かれるというような形になりまして、例を示せば足寄町の上水道事業会計の予算書、決算書と同じような形になるというふうになります。これにつきましては、今現段階で資料の作成、それからこれから先に向かっていく条例の改正の草案をつくったり、それをしながら、それから勘定科目の設定等を行って進めていくと。一応、令和6年度から会計移行というような形で考えております。

以上でございます。

○委員長(高橋秀樹君) 8番川上委員。

○8番(川上修一君) これ、国がそうしていくということだから致し方ないことだとは思いますが、結構面倒くさいですね。それで、分かりやすく受益者の方の負担金が上がるとか、そういうことはどうなのですか。関係ないのでしょうか、その点お聞きします。

○委員長(高橋秀樹君) 答弁、増田建設課長。

○建設課長(増田 徹君) 受益者の負担金といいますけれども、受益者負担金については変わらないです。下水道料金、使用料については、それを基にどういった使用料という形には一部変更の可能性も出てきますけれども、現在のところでいけばこのまま行くという形で進めていきたいというふうに考えております。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 他に、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目普及促進費の第2項1目処理場管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目管渠管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款事業費の第1項1目事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 76ページ、第3款公債費の第1項1目元金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款予備費、第1項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 64ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項負担金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項分担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款、第1項使用料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款、第1項国庫補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第5款、第1項

繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第6款、第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第7款、第1項町債。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 60ページにお戻りください。

第2表債務負担行為3件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3表地方債2件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第44号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件は、

原案のとおり可決されました。

89ページをお開きください。

これから、議案第45号令和4年度足寄町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

102ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項1目賦課徴収費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3項1目介護認定審査会費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目認定調査等費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4項1目趣旨普及費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款保険給付費、第1項1目介護サービス給付費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目審査支払手数料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 3目高額介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 4目高額医療合算介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 5目特定入所者介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 110ページ、

第3款地域支援事業費、第1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目介護予防ケアマネジメント事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項1目一般介護予防事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3項1目総合相談事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目権利擁護事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 3目任意事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 4目在宅医療・介護連携推進事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 5目認知症総合支援事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 6目地域ケア会議費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 7目生活支援体制整備事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4項1目審査支払手数料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款諸支出金、第1項1目第1号被保険者保険料還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第5款予備費、第1項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳出総括ありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 96ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項介護保険料、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款、第1項負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款、第1項国庫負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項国庫補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款、第1項支払基金交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第5款、第1項道負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項道補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第6款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第7款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第8款、第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3項預金利子、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳入総括ありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号令和4年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第45号令和4年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

○委員長(高橋秀樹君) 休憩のため、11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

125ページをお開きください。

これから、議案第46号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これより質疑に入ります。

136ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款介護サービス事業費、第1項1目特別養護老人ホーム運営費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款、第1項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 132ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項介護サービス給付費収入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項介護サービス利用者負担金収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3項他会計負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款、第1項財産運用収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款、第1項雑入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第46号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

155ページをお開きください。

これから、議案第47号令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

166ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項1目賦課徴収費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金の第1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款諸支出金、第1項1目保険料還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目償還金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋秀樹君） 第4款、第1項
1目予備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 歳出総括ありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 162ページに
お戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項後期高齢者医療保険料、
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2款、第1項
一般会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3款、第1項
繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第4款、第1項
延滞金、加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2項償還金及
び還付加算金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3項預金利
子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第4項受託事業
収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第5項雑入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 歳入総括ありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 全体に対する総
括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） これで質疑を終
わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 討論なしと認め
ます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号令和4年度足寄
町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決
します。

本件は、原案のとおり決定することに賛
成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋秀樹君） 全員の起立で
す。

したがって、議案第47号令和4年度足
寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、
原案のとおり可決されました。

171ページをお開きください。

これから、議案第48号令和4年度足寄
町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件を
議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受
けておりますので、これから質疑に入ります。

182ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第2款施設費、
第1項1目施設管理費、質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第3款中継設備
費、第1項1目中継設備費、質疑はありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 第4款予備費、
第1項1目予備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋秀樹君） 歳出総括ありま
せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 178ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項事業収入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2款、第1項負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3款、第1項使用料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4款、第1項国庫補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第5款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第6款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第7款、第1項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件を

採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第48号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第49号令和4年度足寄町上水道事業会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

6ページをお開きください。

収益的支出から目で進めます。

第1項営業費用の1目原水及び浄水費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目配水及び給水費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 3目総係費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 4目減価償却費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 5目資産減耗費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目消費税及び地方消費税。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 3目雑支出。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 6ページにお戻りください。

収益的収入に入ります。

一括で行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 12ページをお開きください。

資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2ページにお戻りください。

第5条債務負担行為から第9条棚卸資産購入限度額まで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号令和4年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第49号令和4年度足寄町上水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第50号令和4年度足寄

町国民健康保険病院事業会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

6ページをお開きください。

収益的支出から目で進めます。

第1項医業費用の1目給与費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 10ページ、2目材料費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 3目経費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 14ページ、4目減価償却費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 5目資産減耗費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 6目研究研修費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第2項医業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2目患者外給食材料費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 3目消費税及び地方消費税。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 4目雑損失。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第3項特別損失の1目その他特別損失。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 第4項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 6ページにお戻りください。

収益的収入に入ります。

一括で行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 16ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 2ページにお戻りください。

第5条企業債から第11条重要な資産の取得まで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第50号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会の議決

○委員長(高橋秀樹君) これで、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 異議なしと認め、本委員会を閉会します。

なお、委員会審査報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 異議なしと認め、正副委員長により作成します。

◎ 閉会宣告

○委員長(高橋秀樹君) これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時26分 閉会

令和4年第1回足寄町議会定例会予算審査特別委員会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会予算審査特別委員長

足寄町議会議員

足寄町議会議員